

## 平成30年度 第二回大山崎町入札監視委員会 会議概要

日時 : 平成31年2月22日(金) 午前10時00分～午前11時15分  
場所 : 大山崎町役場3階 防災会議室  
出席者 : 委員=宇野委員、権藤委員、荻野委員  
事務局=本部政策総務課長、向井管財係リーダー、宮田管財係員  
発注担当課=松村環境事業部理事兼上下水道課長、  
堀井生涯学習課長、  
阪口建設課主幹、松岡天王山対策課主幹  
平井地域整備係リーダー、  
西川上水道係リーダー、北村下水道係リーダー  
古閑文化芸術係リーダー

傍聴者 : なし

### 《会議の概要》

#### 1. 開会

#### 2. 入札及び契約手続き等の運用状況の報告について

(1) 平成30年5月1日から平成30年10月31日までに契約した工事案件について報告

- ・条件付一般競争入札により契約した案件は1件。
- ・工事希望型指名競争入札により契約した案件は8件。
- ・従来型指名競争入札により契約した案件は2件
- ・随意契約(予定価格が130万円を超えるもの)により契約した案件は2件。

(2) 平成30年7月26日から平成31年2月21日までに行った指名停止措置状況の報告

- ・指名停止の状況(5件)について説明。

(3) 平成30年7月26日から平成31年2月21日までに行った再苦情処理状況の報告

- ・該当案件なし

### 3. 抽出事案の審議について

#### (1) 審議案件

- ①大山崎污水中継ポンプ場長寿命化対策工事その3
- ②防犯灯LED化更新工事
- ③平成30年度天王山周辺森林整備事業（天王山作業道復旧事業）工事
- ④円明寺が丘団地西側溝改修その3工事に伴う舗装工事
- ⑤平成30年度史跡大山崎瓦窯跡保存整備工事
- ⑥夏目新第2浄水場ブロック塀補強工事

#### (2) 審議経過について

##### 【主な質疑応答】

#### ① 大山崎污水中継ポンプ場長寿命化対策工事その3（発注担当課：上下水道課）

（委員）入札参加資格が厳しい案件だが、参加している4者で町内に本店・支店がある業者はいるか。

（事務局）町内に本店・支店がある業者はなく、京都市内に支店がある業者が1者、大阪市内に支店がある業者が3者である。

（委員）工事概要が更新となっているが、定期的な更新なのか。

（担当課）平成26年に更新計画を策定しており、その一連としての更新である。2年ごとの更新といったものではなく、経過年数による更新である。

（委員）事後公表としているのは、最低制限価格か予定価格か。

（事務局）最低制限価格のみである。

#### ② 防犯灯LED化更新工事（発注担当課：建設課）

（委員）失格となっている業者は、最低制限価格を下回っているという理由で失格となっているのか。

（事務局）そのとおり。

(委員) 落札者は町内の業者か。

(事務局) 京都市内の業者である。

(委員) 最低制限価格とまったく同額での落札となっているが、問題ないか。

(事務局) 最低制限価格の算定方法については、町ホームページに公表しており、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費から算出することができ、最近ではかなり近い金額を求めることができるようになっている。

(委員) 近い金額ではなく、ぴったり同額となっている。

(事務局) 最低制限価格の設定は、先ほど説明した方法で算出した結果が予定価格の90%を超えた場合は、予定価格の90%に据え置きすることとなっており、本案件の落札率も90%となっている。

最低制限価格を設定する際に、算出した結果90%ぴったりとなったのか、90%を超えたので90%にしたのかはここでは分かりかねるが、結果として90%になっているので、業者としても分かりやすい数字である。

(委員) 落札した業者の積算結果が、90%を超えたので90%で入札したのではないか。これだけ情報が公開されているとあり得ることではある。

(委員) 工事希望型指名競争入札では、入札に参加する人数などは事前に分かるのか。

(事務局) 入札書の提出を締め切るまでは、どの業者が参加しているか、参加者数は分からない状況である。

(委員) 他の電気工事の案件も見ていると、参加業者が複数の案件は最低制限価格と同額のケースが多く、参加業者が1者の案件は最低制限価格より上の価格での落札となっている。

事前に参加業者数が分かれば入札金額を上げることも可能になるが、そういったことはないということか。

(事務局) 参加業者数等は、入札書を締め切ったからの公表となり、公表してからは入札金額の変更はできないので、そういったことはないと考えている。

③ 平成 30 年度天王山周辺森林整備事業 (天王山作業道復旧事業) 工事 (発注担当課 : 天王山対策課)

(委 員) 従来型指名競争入札の方式は例外的なものなのか。

(事務局) 工事と測量・コンサル・設計業務については、希望型指名競争入札の方式を原則としており、業者から手を上げて参加を受け付ける方式をとっている。

ただし、本案件のように、緊急を要する場合や、特別な理由がある場合は、例外として町から業者を指名する従来型指名競争入札の方式をとることもある。

(委 員) 入札の辞退が多いが、辞退の受付や期限はどうなっているのか。

(事務局) 入札を辞退される場合は、書面で辞退届を提出していただくこととなっている。また開札を行う直前まで受け付けしている。

(委 員) これだけ辞退が多いのは、おそらく業者も手一杯になっている状況だろうと思うが、辞退理由は何か。

(事務局) 辞退理由としては、「予定価格内での施工が困難なため」、「配置予定技術者の目途が立たないため」、「被害復旧工事の依頼が殺到しておりそちらを優先するため」などである。

(委 員) 予定価格内での施工が困難という理由があったが、工事は順調に終了したのか。あまりに辞退が多いので、予定価格では施工が困難なのではないかと懸念するが。

(担当課) 問題なく進行し、また、追加工事が発生したため、約 1 ヶ月の工期延長と約 18 万円増額の変更契約を行った。

(委 員) 変更契約を行っていることは、公表されるのか。

(事務局) 公表はしていない。

(委 員) 予定価格の積算については、単価が決まっていてそれに基づいて行っているのか。大規模災害の時に人手が足りなくなり人件費が上ったり、資材価

格が急騰するということも想定されると思うが、基準の単価と実勢価格が合わなくなったということはないか。

(事務局) 今回の工事では、天王山の中の工事ということで、舗装された道で工事を行うことができず、労務が通常より多く発生することとなる。こういった場合、公共の歩掛りで対応するのが難しくなり、労務にかかる金額が実際とは合わないといったことが発生する可能性もある。

また、先ほどの追加工事の件については、当初の積算に問題があったから発生したということではなく、工事を進めていく中で新たに追加が必要となったということである。

#### ④ 円明寺が丘団地西側溝改修その3工事に伴う舗装工事（発注担当課：建設課）

(委員) 結果は12者が最低制限価格と同額で、12者でのくじとなっているが、こういったことがあるのか。

(担当課) 本工事の積算については、舗装に特化した工事ということで、工種の数が非常に少ない工事である。本町は国交省が公表している歩掛りを準用しているため、それに従って設計数量を入れていくと、誰もが同じ金額になる。あとは、最低制限価格の算出の考えを間違えなければ、ほぼ全業者が同じ価格を算出できる状態である。

(委員) 落札価格以外の価格もほぼ近い金額となっている。建設課の案件はくじが多いが、算出がしやすいのか。

(担当課) 建設課が発注する工事は、土木工事に特化している。土木工事については国がしっかりとした歩掛りを整備している。また、京都府においても京都府で使用する単価を公表しており、標準的な工事が多く、積算しやすいと思われる。特殊な見積りに頼らざるを得ない場合は結果にばらつきが出やすいが、そういう見積りに頼る積算がほとんどないので、金額を合わせにいきやすいと考えている。

(委員) 以前に内訳書の開示を求めたが、その際は全ての業者が一致しているといったことはなかったが、これだけの業者が同額の入札を行うと不信感をもたれてしまう。

(委員) 色々とお説明いただいたが、歩掛りがどういうものか、実際の最低制限価格の算出等の流れが見えると、安心できる。

そういった資料を支障ない範囲で、例示を拝見させていただきたい。

(委員) 最近、他の自治体の官製談合の事件もあり、皆さんも関心を持って見ておられる。これだけの同額の入札者が出れば、それなりの対応をしなければならぬと考える。

(事務局) 承知した。資料を作成して、ご審議の参考になるようにさせていただく。

#### ⑤ 平成30年度史跡大山崎瓦窯跡保存整備工事 (発注担当課：生涯学習課)

(委員) 1者入札であるが、入札に参加可能な町内業者の数はどれくらいか。

(事務局) 参加可能な町内業者は3者である。町外も含めると20者以上が対象となる。

(委員) 以前にも同じ場所で工事があったかと思うが、その時の内容を参考に教えてほしい。

(担当課) 当該土地は、もともと宅地造成する予定であったが、発掘調査の結果、重要な史跡が出てきたため、宅地造成を取り止め、史跡として保存することとした。以前ご審議いただいた工事は、宅地造成のための盛土等を除去する環境整備工事として行ったものである。

(委員) その時の落札業者は今回の業者とは別の業者か。

(担当課) 別の業者である。

(委員) 本件の落札業者は1者入札が多いが、予定価格が安すぎるとか高すぎるとかいうことはないか。

(事務局) 町内業者のみを対象にしているので、そのあたりが要因ではないかと考え

ている。

⑥ 夏目新第2浄水場ブロック塀補強工事（発注担当課：上下水道課）

（委員）見積り合わせを1者で行っているのは緊急であるという理由か。

（担当課）緊急であることと、上下水道課での緊急時漏水の当番業者というものを設けており、その中から町内業者を1者選定した。

（委員）通常ならば、どれくらいの数の業者で見積り合わせを行うのか。

（担当課）随意契約の場合は3者で行う。

（委員）控え壁が建築基準法に適合していないというのは、施工業者に問題があるということにはならないのか。

（担当課）この浄水場が建てられたのが、昭和40年代後半であり、当時の建築基準法に適合していないということではないので、問題はないと考えている。

4. その他

（委員）他の自治体で官製談合の事件が起きているので、発注機関におけるコンプライアンス活動を再度徹底していただくよう委員会として願います。

（事務局）承知した。

(1) 次回の入札監視委員会について

- ・ 次回は平成31年8月頃に、平成31年度第1回目の開催を予定している。
- ・ 次回委員会までに、本町入札監視委員会条例第2条第3号（再苦情）又は第4号（町長が必要と認める事項）に該当する事案が発生した場合は、臨時会を開催させていただく。

閉 会